資料1

○南風原町行政改革推進委員会設置条例

平成8年4月1日
条例第8号

（設置）
第1条　社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、南風原町行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。
（任務）
第2条　委員会は、町長の諮問に応じて、南風原町の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。
（組織）
第3条　委員会は、委員10人以内をもって組織する。
2　委員は、町政について優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱する。
（任期）
第4条　委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会長）
第5条　委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
（会議）
第6条　委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
（庶務）
第7条　委員会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。
（委任）
第8条　この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。
附　則
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成19年6月18日条例第18号）
この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。